

令和元年度

福島県消費生活審議会
福島県消費者教育推進地域協議会 議事録

令和元年11月25日(月)開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和元年11月25日(月)
 午後 1時30分 開会
 午後 2時55分 閉会

2 場 所 福島県消費生活センター研修室

3 出席委員 委員15名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中里 真	福島大学准教授	
	加藤 亮	会津大学短期大学部講師	
	菅野 昌史	医療創生大学教授	
法曹関係者	坂井 義明	司法書士	欠席
	佐藤 孝明	弁護士	
	磯崎 泰三	弁護士	欠席
消費者団体 NPO	佐藤 一夫	福島県生活協同組合連合会専務理事	
	平久井 信子	福島県消費者団体連絡協議会役員	欠席
	和田 秀子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	
消費者代表	北原 康子	(公募委員)	
	本田 裕子	(公募委員)	
事業者団体	石本 健	福島県商工会連合会専務理事	
	遠藤 淑江	株式会社ヨークベニマル常務執行役員	欠席
	高林 きくみ	J A福島女性部協議会会長	欠席
	根本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	
	山岸 智子	福島商工会議所女性会連合会監事	
福祉関係者	関 靖男	福島県社会福祉協議会事務局次長 (兼) 地域福祉課長	
	山崎 久夫	福島県民生児童委員協議会副会長	
学校・教職員	加藤 芳宏	福島市立松陵中学校長	
	山内 義美	福島県立川俣高等学校長	

4 事務局

生活環境部政策監	新 関 勝 造
消費生活課長	金 澤 啓 一
主 幹 兼 副 課 長	樋 口 敦
主 幹	西 崎 達 也
主 任 主 査	武 田 真 一
副 主 査	生 田 目 愛
副 主 査	五 十 嵐 麻 里

5 議 題

- (1) 本県の消費者行政の概要について
- (2) 消費者教育に関する取組について
- (3) 消費者教育推進計画の策定について

6 概 要

(開 会 午後1時30分)

樋口消費生活課主幹兼副課長

定刻となりましたので、只今より、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、消費生活課主幹兼副課長の樋口と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了解願います。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。次第、名簿、資料1、資料2-1から2-3まで、最後に資料3となっております。不足、乱丁等がございましたら、お声をかけていただければ、資料をお持ちします。

ここで、今年度より新たに委員になられた方を御紹介いたします。

福島県商工会連合会専務理事の石本 健委員です。

石本委員

石本です。よろしくお願いいたします。

樋口消費生活課主幹兼副課長

なお、本日、所用により、坂井委員、磯崎委員、平久井委員、遠藤委員、高林委員は欠席されております。

本日御出席の委員、事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿のとおりと

なっております。

また、本日の会議は、出席者15名で、委員の過半数が出席しておりますので、定足数に達しており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、福島県生活環境部政策監の新関より御挨拶を申し上げます。

新関生活環境部政策監

令和元年度福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から消費者行政の推進に御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、最近の消費者を取り巻く環境であります。県消費生活センターには幅広い年代の県民の皆様から、様々な相談が寄せられており、相談内容としてはパソコンやスマートフォンを利用したインターネット関連のトラブルが依然として多い状況にあります。また、民法の成年年齢の引き下げに伴い、これまで保護されてきた18、19歳の消費者被害を防止するために、若年者を対象としたより実践的な消費者教育を推進していくことが重要になっています。

このような中、県では、これまで、県民からの消費生活相談にしっかりと対応するとともに、県内市町村の相談体制の整備を継続的に支援してまいりました。

また、出前講座などの消費者教育関係事業を実施し、自ら考え自ら行動する自立した消費者の育成に努めているところであり、来年は、消費者教育推進計画を策定することとしています。

一方、東日本大震災以降、消費者を対象とした、食の安全・安心の確保や風評払拭などの取組を継続してまいりました。また、先月の台風19号等により、県内全域において甚大な被害を受けたことを踏まえ、災害に便乗した悪質商法への注意喚起を行うなど、消費者被害の防止に取り組んでいるところであります。

本日は、本県の消費者行政の概要や消費者教育の取組状況、来年度策定予定の消費者教育推進計画について御説明いたします。委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

樋口消費生活課主幹兼副課長

ここで、新関政策監は、公務のため退席させていただきます。

(政策監退席)

それでは、議事に入りたいと思います。

進行につきましては、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条により、「会長は審議会の会議の議長となる」とされておりますので、中里会長に議長をお願いいたします。

中里議長

昨年に引き続き、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事運営に御協力

を賜りますようよろしくお願いします。

本日の議題ですが、「本県の消費者行政の概要について」、「消費者教育に関する取組について」及び「消費者教育推進計画の策定について」となっています。

皆様には、それぞれの立場からの御意見を頂くことで、充実した会議にしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議ないと認め、菅野 昌史委員、本田 裕子委員を指名いたします。

それでは、議題(1)の「本県の消費者行政の概要について」に入ります。事務局より説明してください。

金澤消費生活課長

(資料1により説明、説明：30分)

中里議長

ただいま、事務局より説明がありました。質疑等がありましたら御発言願います。

議長の立場であります。私から質問させていただきます。9ページのところで、県の相談受付件数が減少したのは、市町村において、消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置が進んだことが原因として考えられるのでしょうか。

金澤消費生活課長

原因の1つであると考えます。

県全体の相談件数は約1万2000件で直近3年間はほぼ変わらない状況の中で、25ページにあるとおり、消費生活相談員配置済の市町村数が平成28年度当初は17市町村でしたが、平成31年4月時点で37市町村まで増加しています。これは、市町村において、消費者行政の重要性に対する理解が深まっている表れだと考えています。

難しい課題もあります。国は、消費者から身近な市町村に消費生活相談員を配置し、相談を受け付けるという方針ですが、会津地方など、市町村単独で配置できない場合に市町村が広域連携して地域の中心となる市町村に消費生活相談員を配置したとしても、地域によっては消費生活センターまで行くのに時間がかかるなどの事情もあり、県民が気軽に相談に行ける環境を整えるのはなかなか難しいと感じています。

中里議長

市町村に消費生活相談員の配置が進んでいますが、実際に県の消費生活センターに相談が入ったときに、市町村のセンターがあるのでそちらに相談してくださいという対応をしてしまうと、せっかく重い腰を上げて相談した相談者のためにならないので、たらい回しにしたりすることがないように、県と市町村で連携し、柔軟な対応をお願いします。

石本委員

県内の事業所も未だに風評被害に悩まされているという中で、消費者風評対策事業、首都圏等消費者交流事業の実施について、ありがたく感じています。この事業を実施したことによる成果や手応えなどをどう感じているのか教えてください。

金澤消費生活課長

モニターツアーに参加した方々にアンケートを実施しており、その結果を見ると、概ね福島県の現状を理解していただいているように感じます。風評被害を払拭しようと努力している姿も伝わっているようです。参加した方々からは、自ら福島県の状況を周囲に伝えていきたいという声も聞かれます。これまで、事業をより効果的なものにするため、SNSにより広範囲に情報を発信できる人に参加してもらったりしましたが、今後もいろいろ試行錯誤しながら取り組んでいきたいと思えます。

石本委員

SNSの活用などにより事業に広がりを持たせつつ、これからも風評被害の払拭について御協力をお願いします。

佐藤（一）委員

風評対策については、生協連でも実施しています。年間数多く県外から来てもらって、JAのモニタリングセンターで、米の全量全袋検査を見て、食べてもらい、地元に戻って、それぞれの生協の組織で見えたこと、聞いてきたことを発表してもらうなどの取組を実施しています。

消費者庁の調査では、福島県産品の購入をためらう人は12.5%、8割以上が福島県産に抵抗を感じていないという結果が出ており、消費者の理解は進んできていると感じています。むしろ、消費者からは、福島県産のものを買いたくても買えない、店で福島県産を扱っていないという声を聞きます。県でもだんだん消費者対策から流通対策の方にシフトされているようですが、効果が出ればさらによい方向に変わってくるのではないかと考えています。

また、JAなど県内4つの協同組合で連携し、地産地消ふくしまネットととしてアグリツーリズムなどにも取り組んでいます。昨年、台湾、韓国の留学生を呼びましたが、外国の留学生の情報発信力は非常に大きいと感じました。福島県もインバウンドの人たちが増加していますが、そういった対策をやっていきますと、福島の安全性が国内外に伝わっていきます。我々も風評対策についてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

金澤消費生活課長

引き続き取り組んでいきたいと思えます。

関委員

今年5月の連休明けから社会福祉協議会を名乗る不審な電話が、1人暮らしのお年寄りなどをターゲットにして、県内各地で相次いでいるという報告を受けました。社会福祉協議会のホームページで注意喚起を実施しましたが、県消費生活センターでも注意喚起をしていただいたことで、実質的な被害の報告はなかったです。うまく連携できて迅速に対応できました。県の御協力に感謝申し上げます。

また、いわき市の災害ボランティアセンターをやっていますが、ボランティアセンターを名乗る不審者もいるとのこと。ボランティアは、県内共通のシールを身につけていますが、なかなか浸透していないようです。今後も県と連携を取りながら対策等を講じていきたいと思えます。

金澤消費生活課長

今後ともよろしくお願ひします。

中里議長

都道府県、市町村に対する消費者行政に係る予算が減額されており、様々な施策の取捨選択が必要になってくると思えます。今後、県内の状況を上手に説明して、予算を確保したり、予算を効果的に使うことが行政の力の見せ所だと思えますので、よろしくお願ひします。

(質疑応答:15分)

続きまして、議題(2)「消費者教育に関する取組について」及び議題(3)「消費者教育推進計画の策定について」に入ります。一括して事務局より説明してください。

金澤消費生活課長

(資料2-1～2-3、資料3により説明、説明:20分)

中里議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等がありましたら御発言願ひします。

本田委員

いわき市では全国に先駆けて消費者教育に取り組んでいます。消費者教育コーディネーターを養成しており、私はそのコーディネーターとして活動しています。現状がどうかと言いますと、実際に消費者教育教材「社会への扉」の中のクイズ形式の部分を使って質問してみると、生徒だけでなく先生も答えられないことがあります。私も中学校の教師をやっていたので分かりますが、先生は自分の教科を教えることが中心になってしまいますし、進路指導、部活動の指導などもあり、非常に多忙であるため、意外と消費者問題については知られていないと感じています。先生方に任せるだけでなく、いわき市のように消費者教育コーディネーターを養成して、各学校を回り、授業を行うことができれば効果が上がるのではないかと思えます。

金澤消費生活課長

消費者行政担当部局が前面に出て生徒に直接教えるという方法と先生方にお願ひして教えてもらうという方法があり、どのように調整するかは非常に悩ましいところではありますが、予算の制約のほか、学校では消費者教育だけでなく、そのほかのいろいろな分野の教育もしなければならないという事情などもあるため、教育庁と連携し、よりよいやり方を探しながら取り組んでいくことが必要であると考えています。

消費者教育コーディネーターについては、消費者担当部局と学校現場などをつな

ぐ調整役であります。国はできるだけ設置してほしいという意向であり、設置している自治体も増えてきていますが、職員とコーディネーターの役割の区分をより明確にしないと実際に配置するまでは難しいというのが実情であり、今後整理していきたいと思っております。

中里議長

非常に難しい問題だと思います。

私自身も大学内で消費者教育の講義をしていますが、教員の免許更新の際に消費者教育の講義を持つようにと消費者庁を含む4省庁からの要請があります。ただし、そもそも消費者教育をやっている大学が少ないため、教員養成課程で消費者教育の話を知っている人が少ないということにつながってくるという問題がありまして、これを県の行政の施策だけで解決するのはなかなか難しい面はあると思っております。

加藤（芳）委員

消費者教育を実施していかなければならないという状況の中で、県消費生活課で実施している教員向け出前講座について、家庭科教員向けには活用されているが、社会科教員向けには実施されていないということだったため、今年度、福島地区（福島市、川俣町）で活用させてもらい、消費者教育関係の指導をしていただきました。大変勉強になったという意見がたくさんありました。消費者教育の資料については、社会科教員向けのものがもっと広がっていけば、内容も充実しますし、学校現場で実践する際にも役立つのではないかと思います。

中里議長

消費者教育教材「社会への扉」のホームページには、例えば、社会科の先生が問題を作るとしたらこんな形でできるといったことが紹介されており、他の教材に比べてできがよいという面もありますが、先生方がどう授業に生かす方法があるかという部分がポイントだと思います。

今後、パンフレットなどの資料を作成するときに、このような点についても配慮して、審議会でアンケートを採るなど、様々なアイデアを生かしていただくことが必要になると思います。

佐藤（一）委員

若年者向けのLINEを活用した情報発信について、LINEアカウントの乗っ取りや詐欺など、LINEなどのSNS自体が犯罪の温床になっているので、事業での活用と併せてLINEの安心安全ガイドなどの情報発信も必要だと思います。

金澤消費生活課長

注意して取り組みたいと思います。

（質疑応答：10分）

中里議長

そのほかなければ、事務局から何かありませんか。

金澤消費生活課長

ありません。

中里議長

なければ、以上で審議を終了させていただきます。

各委員の皆様、円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

樋口消費生活課主幹兼副課長

長時間の御審議、お疲れ様でした。

本日いただきました御意見、御提言については、今後の県の消費者行政に役立ててまいりますので、引き続き御協力よろしくお願いたします。以上で閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

(閉 会 午後 2 時 5 5 分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 2 年 1 月 15 日
議 長

中里 真



令和 2 年 1 月 23 日
署 名 委 員

菅野 昌史



令和 2 年 1 月 31 日
署 名 委 員

本 田 裕 子

